

五所川原市農業委員会委員募集要項

農業委員会等に関する法律第9条の規定により、以下のとおり農業委員を募集します。

1 募集人数

25人

2 任期

令和9年3月28日から令和12年3月27日まで

3 身分

五所川原市の特別職の非常勤職員

4 報酬

五所川原市特別職の職員で非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例による

5 主な事務内容

農業委員会等に関する法律第6条により農業委員会が処理することとされた次の事項等の議事に参与します。

(1) 農地の権利移動等に係る申請地の現地確認

(2) 農地の権利移動等の申請の審査・許可決定等のための会議への出席

(3) 遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積、新規就農の支援活動等

(4) 地域計画更新の協議への参加

(5) その他農業委員会が必要とする活動等

6 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する方を除きます。

(1) 満18歳未満の方（令和9年3月28日時点）

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

7 募集に係る手続

募集の手続は、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者が推薦する方法と自ら応募する方法があります。

次の様式に必要事項を記入し、郵送又は持参により農林政策課又は金木総合支所産業建設係、市浦総合支所産業建設係へ提出して下さい。

なお、推薦及び応募に関する書類は返却しませんのでご了承下さい。

(1) 提出書類

①農業者（個人）が推薦する場合 様式第1号

②法人又は団体が推薦する場合 様式第2号

③自ら応募する場合 様式第3号

(2) 添付書類

住民票抄本（発行後3ヶ月以内であって、本籍地が記されたもの）1通

8 様式の入手方法

五所川原市役所2階、農林政策課及び金木総合支所産業建設係、市浦総合支所産業建設係にて配布するほか、五所川原市ホームページからダウンロードすることができます。

9 募集期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで

※持参される方は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出してください。

※郵送される場合は簡易書留にて郵送してください。

（令和8年10月30日必着）

※申し込み状況によって、募集期間が延長となる場合があります。この場合、当初募集期間終了後に五所川原市ホームページにより公表します。

10 選考方法

五所川原市農業委員会委員候補者選考委員会を設置し、提出された書類等をもとに候補者を選考します。

11 選考結果の通知

選考の結果については推薦者及び応募者の全員に通知するほか、五所川原市ホームページで公表します。

12 推薦・応募内容の公表について

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に五所川原市ホームページで提出された推薦書・応募書に記載された事項（住所・電話番号を除く）を公表します。

13 問い合わせ・提出先

五所川原市経済部農林政策課

〒037-8686

五所川原市字布屋町41番地1（五所川原市役所2階）

電話番号 0173-35-2111（代表）内線2519

※各総合支所への提出は、持参のみとなります。